

奈良県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年五月二十一日五條吉野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和六年五月二十八日

奈良県知事 山下 真